

第10回 信濃町公民館古間支館利用検討委員会議事録

日 時：平成25年(2013)9月19日(木)午後1時30分から

場 所：信濃町立総合会館 教室

内 容： 1. 検討事項

提言書(案)の検討

出席者：【検討委員】

委員長 古澤 良春(公募)

副委員長 竹内 基一()

委 員 仁科 文男(信濃町文化財保護審議会委員)

〃 吉松 雄一()

〃 二本松義昭()

〃 中山 倍敏()

〃 山森 光夫()

〃 小口 幸一(古間区長)

〃 佐藤 守(荒瀬原区長)

〃 荻原美砂子(公募)

〃 小松 春夫()

〃 山本 アン()

〃 関塚賢一郎()

【オブザーバー】

池田昭二郎(信濃町公民館長)

【教育委員会事務局】

風間 睦男(生涯学習係長)

渡辺 哲也(生涯学習係 文化財担当)

以上、16名

傍聴者 2名(報道関係者)

(記 録：渡辺哲也)

○事務局 渡辺 今日出席を予定されている方は全員お集まりです。委員Aさんと委員Bさんからは欠席のご連絡をいただいています。教育次長の伊藤ですが、本日、議会の関係で、そちらの方に出席しているということで、終わり次第、こちらの方に来るということで遅れるということですので、よろしくお願ひします。

それではこれから第10回の古間支館利用検討委員会を始めさせていただきます。委員長さんからごあいさつをいただきまして、その後、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 みなさん、ご苦労さまです。一応、9月までということなのですが、第10回ということで、検討委員会を開催させていただきたいと思ひます。今日の検討次第では次回も開催するという案も出るかもしれませんが、事務局の方で提言書の案をまとめていただきましたので、それに沿って進めさせていただいて、提言できる方向にしなければありがたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでははじめさせていただきます。1. 検討事項として、提言書案の検討ということではじめさせていただきます。

○事務局 渡辺 資料2枚がお手元にあるかと思ひますが、1枚、手書きのものは委員Cさんから、ご意見をまとめていただいたものです。主に、前回1班でまとめていただいた案を、うまくまとめていただいたという資料になると思ひます。もう1つは委員Bさん、本日欠席なのですが、委員Bさんのご意見ということでもいただいています。これについて、最初に目を通していただければと思ひます。最初に委員Cさんからご説明がありましたらお願ひします。

○委員C 私も家に毎日いるものですから、まとめてみました。パソコンがこわれてしまったものですから、手書きで申し訳ありません。この前の検討会で、1班の方で論議をされた主なものを出してみました。1番は文化財としての価値があるということで、壁、天井、床板を復元して、耐震対策をとる。それから、木造建築の特徴を生かしたものにすることです。現在地に本館のみを保存して、西側の物置は撤去する。危険区域に指定されているわけですので、裏山の排水施設をし、地盤の改良をする。水抜き、砂防、柵などを設置する。耐震補強をして、安心安全に心がける。数値は最低のもので良いのではないかとことです。グラウンドや体育施設が近くにあるので、町内外の利用者を歓迎する。地域の文化を支えてきた産業の物品、農具などの展示室を設ける。今展示されているものもありますが、それを有効に活用することです。趣味のコーナーとして料理講習室、あるいは各種作品の展示などを設ける。5番としては、行政で補助金などを含めて予算化する。当面、保存運営委員会、これは私の考え方なのですが、これを設置してなるべく地元のみなさんが多数署名もされたようでありますので、運営委員会を設けていただいて、そこで具体的な検討をするということ。特に資金面の方向についてやったら良いのではないかとことです。将来、民活の活力をとり入れて管理するが、補助金なんかの関係もあり、当面は行政の

管理でおこなう。指定管理者を将来は募集をする。これも私の意見が入っていると思いますが、避難所としての機能を考慮する。危険区域に指定されているけれども、必ずしもそこだけが災害になるということは限らないと思います。いつ何時どこに災害がおこるか予想できないので、そういう機能を持つことが大事ではないかと思います。トイレの改修をするということで、これは1班の意見で出たのですが、東側のトイレは、これは私の判断ですが、内外で使用可能にする。これはどういうことかということ東側にキャンプ施設のようなものをつくればそういったものを利用する方もいるのではないかと思います。夏場などには町外から来た人たちの利用が考えられるのではないかと思います。そういうことで東側のトイレは内外からの使用を可能にするということです。利用料については町外者に限って若干の料金を徴収する。宿泊施設は設けない。使用者に徹底した清掃管理、これも私の考えですが、自己管理をさせるということです。建物については文化財の登録申請をする。文化財として登録した場合、はたして展示室や調理室に改修することが可能なかどうか。このへんを私は疑問に思っているわけなので、これができるかどうか、町としても検討してもらいたい。またはみなさんと話し合ってもらえれば良いと思います。以上です。

- 事務局 渡辺 それではもう1つの方の委員Bさんのご意見についてよろしいでしょうか。本日、欠席ですので、ご意見に目を通していただきたいと思います。信濃町公民館古間支館利用についてということで、1番、本委員会設置に当たっての趣旨を考えると、現在地に本建物を存続させることは安全性、防災性、経済性、公道性から、また検討委員としての社会的、道義的かつ公平な責任ある立場から絶対反対であり、移築リノベーションをすべきである。というようなことで、最初にこの場所に存続させるということは反対だという文章となっています。2番、土砂災害特別警戒地域に指定されたことから、危険回避のため、また、将来に責任を持つ立場として、今後、災害はないと確約できない以上、早期の解体か移築をすべきである。また、今まで何十年も災害がない土地だから問題なしということが本建物を現在地に存続可能にする理由には全くなりません。ということで1番をさらに強めているという内容だと思います。3. 移築先は古間小学校という地域性を考慮して、古間地区内とし、見せるという視点から全面移築を基本とする。4. 移築先の提案。新古間支館、古間商店街、古間駅、信濃小中学校、野尻湖パーキングエリア、旧北国街道沿い、旧飯山街道沿い、国道18号線沿い。5. 外観は間口の長さに価値があるので、あくまでも歴史的遺産としてプロポーシオン全体を残すべきである。内観は一度手が加えられていて遺産としての価値がない。玄関ホール階段部分以外。今後の活用方法の検討に時間をかけ、ストーリー性のあるコンセプトとビジョンに配慮した大胆なコンバージョンをおこなう。6. 移築後の利用方法の提案。オフィス、工場などの企業施設。保管目的の資料館、鍛冶屋体験館、図書館などの文化施設、喫茶店、特産物販売店、オリジナル店舗などの商業施設、ゆりかごから墓場までの福祉施設、講演、集会、生涯学習などの社会教育交流施設、前

記施設のシェア化、オープン化、そしてコラボレーション化を大前提としたコミュニティーを形成する。施設を、古間和気会い合い通りと命名し、古間地区のみならず、信濃町全体の観光、産業、生産の情報発信基地に育てていく。7. 町に予算的余裕がない以上、公的資金等の補助を得ながら、自分たちの施設だという意識をもつためにも、移転、用途変更、付加価値改修、維持管理、事業運営は民間でおこない、せめて維持管理費が捻出できる生産性ある事業運営を主体形成すべきである。また、資金については官民一体の運動の中で、対応することが最善策である。8. 現在、前古間小を避難施設として改修している以上、もし、近隣に 2 ケ所の避難施設を設けることになるのであれば、それは税金の無駄使いであり、大局に立った一町民として断じて容認できない。9. 本委員会で創造的な施設利用提言がまとまらないのであれば、負の遺産になり、コストパフォーマンス面からも存続意義はなしと考えざるを得ないので解体すべきである。古いものだから、木造だから、思い入れがあるからなどの精神面からのみでは存続させる理由にならない。最後に出席できないことに対してお詫び申し上げます。というような内容の意見になっております。

○委員長 つづきまして、提言書の方もひととおり説明してもらえますか。

○事務局 渡辺 それでは提言の案をご説明します。今の委員 C さん、委員 B さんのご意見の内容も加味させていただいています。そうした中で案をつくらせていただきました。これはあくまでも案ですので、この後、みなさんの方でいろいろとご意見、ご指摘をいただきたいと思います。9月26日に教育委員会の定例会が予定されていますので、この日に提言書の提出ができればと考えていまして、日付は9月26日になっています。あて名は教育委員長竹内康則様ということで、委員長さんの名前で出させていただきます形にしております。

提言書。信濃町公民館古間支館利用検討委員会は平成24年11月1日に設置され、10回の委員会を開催して検討をおこなってきました。このたび検討結果がまとまりましたので下記のとおり提言します。

信濃町公民館古間支館の建物は文化財として保存することが望ましい。保存にあたり、この建物は町民をはじめ、町外者や観光客など大勢の人々に利用され、有効に活用されることを望む。付帯意見としまして、検討委員会では保存する位置と規模、耐震補強、利活用、予算と財源、管理方法等について検討し、その内容を別紙の個別の提言にまとめました。委員会で意見統一ができなかったものについては複数の提言を併記しました。ここで検討した結果が尊重されることを望みます。

(以下、個別の提言を読み上げる)

○委員長 今、事務局から提言書の案をひととおり読んでいただきましたが、これについて一括してご意見をうかがってよろしいでしょうか。

- 事務局 渡辺 最初によろしいでしょうか。最初のページですが、全体で共通認識のご意見というつもりでここに書いたということです。ですから、この会で一致できたことをこのページに 2 つの項目として出させていただいたということです。これで良いかどうか、ということが 1 つです。あと、2 ページ以降は個別の提言という形でご検討いただきたいと思います。
- 委員長 まず、1 ページ目の提言書の案としてまとめていただきましたが、これに対してご意見がありましたらお願いします。補足でも結構です。
- 委員 C これが良いと思います。
- 委員 D 当時の小林町長が町の古い建物としてこれを残すということで残したのだと思います。
- 事務局 渡辺 今のは個別の提言の 1 のところの文章についてということでしょうか。
- 委員 D 明治時代の町の建物として、残すということであれが残っているのだと思います。
- 事務局 渡辺 「町の」というのは公共の建物という意味での「町」ということでしょうか。
- 委員 D そういことです。
- 委員長 今、現時点でも町の建物ということでしょうか。
- 事務局 渡辺 そうです。
- 委員 E 国語的なことですが、「望ましい」ではなくて、委員会としては「望む」の方が良いのではないかと思います。
- 委員長 みなさん、いかがでしょうか。付帯意見の方では「望みます」となっていますが。
- 委員 F すべて「望みます」にしてはどうでしょう。
- 委員長 ではそのように変更させてもらって良いでしょうか。
- 事務局 渡辺 では、2 つの文章の最後は両方とも「望みます」として良いでしょうか。
- 委員長 ほかに 1 ページ目に関していかがでしょうか。それでは 1 ページ目に関してはこれで提言させていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございました。
- 続きまして、個別の提言の方に進めさせていただきたいと思います。2 ページの 1 番についていかがでしょう。
- 委員 C 委員会で意見統一できなかったものについては複数の提言を併記したとなっていますので、いろいろな意見があったということで事務局の方でまとめてもらっているんで、これで良いと思います。ただ、文化財として登録した場合に、はたして改修ができるのかどうか、そのへんはできるということでしょうか。
- 事務局 渡辺 以前に登録文化財制度ということで一度、この会で説明をさせていただいたのですが、指定文化財とは違って、登録文化財という制度はその建物の特徴を

示した外観を残して内部については使いやすいように改造をしてもさしつかえない、という制度で、建物をただ残すのではなくて、使いながら、現代の生活にあわせて改造して使ってもらいながら、なおかつ古い建物を残していこうという、そういう制度です。信濃町では唯一、藤野屋旅館さんが登録になっているということです。長野市では第一号の登録ということで善光寺門前の御本陣藤屋という建物が登録文化財になっています。藤屋さんは中は結婚式場になっていますが、正面の部分は昔のままで、中に入れば、今風な結婚式場にさまがわりしているようなことで使われていますので、そういう意味では、登録するということは、その建物の特徴はきちんと残すのだという意思のあらわれで、中の見えないところは手を入れて、使いながら残していこうという、そういうことですので、今、委員Cさんがご心配いただいていることは問題なくできるのではないかと思います。

○委員C わかりました。

○委員長 登録文化財に申請を出した時に、登録される可能性はあるのですか。

○事務局 渡辺 今、価値として認めている外観、玄関、窓、階段、こういうものをきちんと残しておけば大丈夫だと思います。可能性はあると思います。

○委員長 では、1の件に関しては、このまま進めさせていただくということで良いでしょうか。

次に進めさせていただきまして、保存する位置と規模についてということなのですが、先程、委員Bさんの意見も読んでいただいたのですが、ごもつともというところもあるのですが、このへんいかがでしょうか。

○委員F この提言の2なのですが、柏原小学校跡地へ全部移転するというのですが、柏原小学校は必ずなくすように決まったわけではないらしいですね。普通に考えても、古間の学校を柏原の方へもっていくということは、古間地区住民に理解を得るというよりも、柏原住民の理解を得ることの方が難しいのではないかと思いますので、この提言2というのははずしてもらった方が良いのではないのでしょうか。

○委員長 このへん少し問題がありそうですが、みなさんいかがでしょうか。

○委員F 柏原ではこれを完全に取り壊すとは決まっていらないらしいです。それを勝手にこちらで決めてしまうと、反感をかうのではないかと思うのですが、決まっていなのにこの委員会で勝手に決めては失礼に思いますので、これを削ってはどうかと思います。

○委員G 古間の住民も、古間地区外へ移築するという事はあまり望まないと思うのです。ほとんどの人は今のところで利活用できないかということで今日に至っているわけです。

○副委員長 柏原小学校の校舎を壊すことは決まっていらないのですか。跡地利用検討委員会があって、古間についてもそのようになったはずなので、柏原であっても結論が出ているはずですよ。

- 委員C　これは前回、2班の方で出た意見ですね。柏原のあの場所へ集中すればここに書いてあるように、利用者も多くなるという、そういう見地から出たのだと思います。それも一理あると思います。一茶記念館があったり一茶のいろいろな行事はあそこでやられているし、そういう意味で利用者にとっては便利が良いと思います。ただ、文化財としての価値を考えた場合、あそこにあつてこそ価値があるのだという、そういう意見も出されています。最終的には、意見として出たものをまとめたわけだから、最後は教育委員会なりで判断することであつて、こういう意見が出され、それを集約したのだというように考えていけば、必ずしもこのようになるとは限らないので、意見として出されたものなので、私はこのままで良いと思います。古間だから良い、柏原が良いということではなくて、現在地に残すという意見もあるし、柏原小学校跡地へ移転させるという意見があつたわけだから、そのまま、意見として出しておけば良いのだと思います。
- 事務局 渡辺　質問の回答です。跡地利用検討委員会の答申ですが、柏原小学校の校舎につきましては、柏原地区の中心地として一茶記念館、小丸山公園との総合的な利用、眺望、景観の良さを考慮して、観光客だけでなく地域住民が憩える施設を有した公園施設とする。当面、町の将来的な行政需要を考慮して、更地化して公園整備にとどめておく、という内容です。更地化ということになってはいますが、それについてはあまり進んでいないというのが現状なのかもしれません。
- 委員長　では、みなさんの意見がまとまれば、移築するということも、住民感情のことを抜きにすれば、行政的には移築することも可能だということですか。
- 事務局 渡辺　校舎自体は耐震の強度がないので、あのままでは利用できない建物であるということです。
- 委員H　そのことを提言にもり込んだらどうでしょうか。跡地利用検討委員会の結果では更地化するという方向が出されているのを受けて、というようなことを書いてはどうでしょう。これもみんなで検討した内容なので、削除するということは反対です。
- 委員F　削除しなくても、対応策の中に入れることも可能だと思います。跡地利用検討委員会でそうなっているということを入れてもらった方が良いと思います。更地にするのであればということで。
- 委員E　今、事務局の説明では更地化してという話が出ていましたが、それも柏原の区長さんも現状を知らないでいるような状態でいけば、今の古間の公民館が廃止になったことと同じような結果がまた生まれるのではないかと、私はそのように危惧します。
- 委員H　跡地利用検討委員会に区長さんは入っていないのですか。
- 委員I　公的な文書が出ている以上、公の人は見ている、聞いているわけです。それで、区長が知らないだとかということはないと思います。
- 事務局 渡辺　柏原の区長さんが跡地利用検討委員会の委員の一人になっていますの

で、知ってはいると思います。

- 委員 J　これは提言の文書なので、これはこの委員会の意見だから、それを出していけば良い。この次の段階で教育委員会で検討した際に、これは具合が悪いということになれば削除するということが良いのではないですか。
- 委員 G　この委員会で柏原小学校の跡地をどうしろということは言えないことだと思います。
- 委員長　これはそのまま、提言書としては出すということで良いでしょうか。
- 副委員長　色々な意見を複数提言、併記と書いてありますが、この委員会はこれで 10 回開いているわけです。色々な意見を出せば良いだけならこの会はいらないわけで、パブリックコメントなり住民から意見を吸いあげて、それを並べて、そこから教育委員会、町長が選べば良い話で、何のための会議かということになりますので、ある程度の総意にもとづいてあげないといけないのではないのでしょうか。だいたいの人がそれなりの理由で賛成とならないと、会議を開いている価値が問われてしまうのではないですか。
- 委員 H　この前、一本化した方が良いのですか、とお聞きしたら、それはしなくて良いということでしたが。
- 副委員長　二本でも三本でも良いのだけれど、一部の人が賛成していて、ほとんどの人が反対しているのに、それも提言にあげていくということでは、この会議をやっている意味がないですよ。それなりの理由があれば良いですけれども。提言 1 の現在地に現状に残すと書いてありますが、これまで 1 回から 4 回目の会議のところ、危険な地域だからこの場所はだめだと説明してもらったのに、この位置にという意見を出すということは、この会議の人たちは何を話しあっているのだと言われてしまうのではないのでしょうか。全部インターネットに載るので見られています。それなりの責任をもった回答をしないと、意見を並べてそこから選んでもらえば良いとはいえ、それはまずいと思いますので、もう少し考えた方が良くと思います。
- 委員長　柏原へ移築するという意見を出せば、古間の人の意見はどうなっているのか、ということになると思います。
- 副委員長　話し合っ、それはだめだという意見が多ければそれは消せば良い話です。または、書き方を変えるとか。古間だとか、柏原だとか言うのは良くわからないのですが。信濃町の中で考えているのだから。町でいちばん残っている古い建物をどうするかということ考えた時に、町内ならどこでも良いと思うのですが、何でこだわるのですか。こだわるのであれば、最初から古間の人たちに責任をもって保存してもらえば良い話です。現状のまま残すのであれば、管理も含めて、責任をもってやらないとだめだと思います。町へ公共で管理しろとかそんなことを言ったってだめだと思います。
- 委員 F　そこまで言うべきではないのではないですか。

- 副委員長 一つの意見です。意見を言わなければ会議は進みません。
- 委員F 今、言ったことはとり消します。そうでないと、会議がおかしくなってしまう。
- 委員G 委員長、進めてください。
- 委員長 では、2番の保存する位置と規模についてですが、旧柏原小学校跡地へ移築という意見も、こういう意見が出たということで、提言をさせてもらうということでもよろしいでしょうか。確かに最初に事務局から説明があった時に、今の古間支館の場所では危ないから考えましょうという話だったのに、また、その場所に残すということでは、何で危ないという場所にそのまま残すという意見になったのだと、何を検討したのかと言われる可能性もないとは言えないですね。最初から今の場所においておくのは危険だから考えましょうということだったのに、最後の提言で今の場所に置いておきましょうというのも、私は個人的には腑におちないのですが。そうすると、どこへもっていくか。柏原あり、古間地区あり。そのへんは提言として出してもらうのは良いけれども、今の場所へそのまま置きたいという意見をそのまま出すというのはいかがなものかと思います。それにかからめて、次の3番の全部または一部移築、どこへ移築するかということにかかわってくると思います。3番の移築先の選定というのも、場所が多すぎるような気がします。このへん、いかがなものでしょう。
- 事務局 渡辺 多いと思います。今日、ご欠席の委員Bさんの意見の移築先の提案というもののすべてが入っています。それから、前々回に皆さんから個別に出していただいた意見に載せてあったものも含まれています。そのようなことで、たくさんひろってきているところです。もし、もう少し削った方が良いということであれば、議論いただいて、削っていただければと思います。
- 委員H 視察に行きましたが、その視点のようなものがあまり入っていないので、私としては単独施設として移転した場合、利活用がされていないところが多かったように思いますので、そういう文言を入れていただいて、人が入るには、既存の施設のそばというか、そういうところへ移転するのが良いという視点も加えて欲しいと思います。
- 事務局 渡辺 具体的にはどのように入れれば良いでしょうか。
- 委員H 選定が必要である、の後に、視察の結果、単独施設というのは利活用が難しいと、私は感じたので、みなさんはいかがでしたでしょうか。単独で移築すると、利活用してもらうには難しいという、そういうことも入れたら良いのではないかと思います。
- 委員長 これだけの移築先の選定ということではいろいろと出してもらってあるのですが、もう少し、詰めたかどうかということですが、いかがでしょうか。
- 委員K 私も賛成です。
- 事務局 渡辺 それでは今、委員Hさんのご意見をとり入れますと、単独では利活用

が難しいので、集客力のある既存の建物の近くへ選定するのが望ましいということでしょうか。

- 委員H　それも1つの案というか、必ずそうしなさいということではなくて、1つの案ということですか。
- 委員長　今、少し加えていただいたのですが、2番の保存する位置と規模については、このような形で出させてもらうということが良いでしょうか。
- 委員D　移築先に古間商店街とありますが、あそこにはそんな広い場所はないのではありませんか。
- 委員E　移築先としてここに出ている場所にあの建物をもって行ってあてはまる場所はないですね。
- 委員長　あの大きさで、はまる場所はないですね。
- 委員E　あまりいっぱい提言が出ると、教育委員会が迷うだけではないですか。ある程度、委員会として一本化すべきことも必要な気がします。
- 委員C　検討材料を提言するのだから良いのではないですか。いろいろな意見があったということですか。
- 副委員長　出したものすべてが気に入らないという場合もあるでしょうね。これ以外の場所が良いという場合も。
- 委員C　それをどのように決めるか。それが気に入らなければ、また住民運動をおこせば良い。それしか仕様がな。これは提言だから、出た意見をみんな出しておけば良いと私はそう思います。あとは教育委員会なり、町長が判断するのだから、それで気に入らなかつたら、反対運動をやれば良い。委員Eさんが署名活動をしたようにやれば良い。
- 委員長　それでよろしいでしょうか。
- 委員C　先ほど、副委員長さんが言ったように、本当は結論を出せば良い。一本化できれば良い。それができなかったのだから、これで良い。いろいろな意見が出て、事務局でまとめて出したのだから。我々が判断するわけではないのだから。教育委員会なり、町長が判断するのだから。我々はいろいろな意見を出したのだから、それにもとづいて、教育委員会なり町長が、どのように判断するか。町の将来性なり利活用なり、文化財としてどのように運営するか、それを考えて判断していくわけだから。それでどうしてもだめだったら、また、反対運動をやれば良い。ここで出た意見を提言するというので、私は良いと思います。ただ、古間商店街へもっていけなんて言っても無理だと思うので、どの部分を削除してどれを追加するか、それだけ今日、検討すれば良いと思います。
- 委員長　移築先の選定ということで、少しは絞った方が良いでしょうか。
- 委員I　少し絞った方が良くないでしょうか。
- 委員長　移築先をどのへんにするかということをもう少し絞ってもらった方が教育委

員会に検討してもらうにも具体的になっていくと思うのですが、いかがでしょう。

では先に進めさせていただいて、最後にもう一度、まとめをするということによろしいでしょうか。

3番の耐震補強についてということですが、Iw値1.25までは必要としない。耐震補強は基本的には必要ではないかということを出してもらっています。これによろしいでしょうか。

○委員E 異議なし。

○委員長 どんな形であれ、残すとすれば耐震補強をやってもらいたいということですね。

では4番の利活用についてですが、複数の提言を出していただいています。いろいろなものを載せてもらってありますが、これをそのまま提言として出してよろしいでしょうか。1班、2班で出たものをみんな載せてあるのですね。

○事務局 渡辺 それもそうですし、以前に個別に出していただいた意見も含んでいます。

○委員長 この件に関してみなさんいかがですか。

○委員L 提言②のところに文化施設というのがありますね。民俗文化財の展示室、歴史資料館、信州鎌資料館というようにありますが、だいたいこの通りに書いて出すと、今まで通りの展示になるのではないかと思うのです。信濃町の文化財として展示することについての何か工夫みたいなものがないような気がします。先ほど藤野屋さんが登録文化財になっているということで話がありました。原のシダレザクラはもう枯れて、だめになってしまったわけですね。それでもほかに、かなり町にも指定の文化財があるわけですね。古海にも大きな木があったと思います。何かそういうものを交えた展示の工夫というものが欲しいと私は思います。

○委員長 もう少し、インパクトのあるような提言書を出してはどうかというご意見ですが、いかがでしょうか。

○事務局 渡辺 今、委員Lさんからご意見をいただいたところですが、ただでさえたくさん書いてある中で、今、委員Lさんの思いをどうやって伝えたら良いのか、うまく文章で表せないのですが、できたら具体的にこう書いたらどうかという提案をしていただけるとたいへんありがたいのですが。

○委員L 正直なところ困っています。民俗文化財の展示室と書いてあるものを指定文化財を含めてと括弧書きで付けるということが考えられるかと思っています。

○事務局 渡辺 それでは民俗文化財ということではなくて、指定文化財等としてはどうでしょうか。民俗文化財だけではなくて文化財全般にという意味にはいかがでしょうか。

○委員L 村のかじやの中村家は県の指定ですか。

○事務局 渡辺 いいえ、町指定です。現在、県指定に申請中です。

- 委員L　それが町指定であろうと国指定であろうと、そんなことはかまわないのではないのでしょうか。いちばんは一茶の土蔵だと思いますが、あれはみなさんが知っていることだから、今さらやってみてもあまり意味がないと言われれば仕方ないが、展示の仕方を工夫していく必要があると思います。みなさんを引きつけるような展示の仕方を考えられないかと思います。
- 委員J　今、いろいろな指定文化財があると思うが、保存なり展示に困っているものはないわけですね。例えば野尻で発掘された石の斧があったと思いますが、そういうものはどこかにおさまっているわけですね。
- 事務局 渡辺　今のご質問で、石の斧につきましては県立歴史館に、国の重要文化財ということで、保管されています。それで、今の文化財の展示というお話ですが、それは、誰に対して見せる施設とするのかということだと思います。町民なのか、町を訪れる観光客のみなさんなのか。今でさえ、野尻湖ナウマンゾウ博物館、一茶記念館という施設が毎年のように見学者が減っているという状況の中で、今のような施設をもう1つつくって、果たしてうまくいくのだろうか。個人的には非常に難しいかなと思います。ただ、大きい建物の中の一室をそういう展示にして、ご自由にどうぞ見てくださいということでは良いと思いますが、町の指定文化財はこういうものですよって、お金をとって入館してくださいといっても、恐らくほとんど人は入らないだろうと思います。
- 委員長　このへんの書き方はどうしましょう。
- 事務局 渡辺　みなさまからお出しいただいたご意見ですので、こういうものということで載せてあってもかまわないと思います。
- 委員G　今も民具と鎌の古いものは多少ありますよね。古間支館の2階に。そのことを言っているのだと思います。あまり貴重なものは防犯上のこともあるし、そういうことを言っているのではないと思います。
- 委員長　では、これはこのまま提言しますか。
- 委員E　先ほどからいろいろと意見が出ているのですが、ここにあげたのだから提言ということで、先ほども提言で出たものはみんなあげようという趣旨なもので、全部あげておいてはどうですか。
- 委員C　信州鎌は古間が元だし、鍛冶屋の関係も古間が有名なところなのだが、ただ、歴史資料の展示室というのはなかなか難しい。一茶記念館に私もいた時、古文書なんかも歴史資料なんだけれど、空調施設などをきちんと整えていないといけない。だから、あそこにある鎌だとか、空調施設が必要ないような民具など、そういうものであれば、厳重に施錠して保管する必要もないので、そういうものを展示するということだけで良いのではないかと思います。
- あと、絵画や図書などもあると思いますが、そのあたりはまた教育委員会で判断してくれると思うので、出たものはみんなあげるということで良いのではないでしょう

か。ただ考え方とすれば、一般的に使っていた民具などを主体として展示をする、地域の文化を支えてきた資料を展示する程度で良いのではないかと思います。

○委員長 では、利活用についてはこのまま提言させてもらうということによろしいでしょうか。

あとは、5番、6番といっしょにやらせていただきます。5番予算と財源。6番管理方法についてということで提言してもらってありますが、このへんはもう少し肉付けした方が良いでしょうか。

これは教育委員会の方で、提言が出た中で考えてもらう内容でしょうか。まだ結論が出ていないわけだから、あまりこちらの方で、お金をどうするこうするというのもどうでしょう。

○委員G おおざっぱに出していくしか仕方がない。

○委員長 では、このような形で出していただくということで、良いでしょうか。

あと、7番のその他としてですが、この建物を利用していくには必ずトイレを水洗にしていくということで、これは良い提言だと思いますので、このまま出させていただきますよ。よろしいでしょうか。

○委員D 先ほど委員Cさんからありましたが、外からも使えるという意見は良いと思います。この間のスポーツフェスティバルの時、あそこが駐車場になったのですが、トイレはどこかと聞かれたのだけれども、下まで行かないと無いと答えたのですが。

○委員長 今は使えないのですね。

○委員D 中からは使えるのだけれど、外からは使えません。今は閉めてあるから使えない。だから、今は駐車場とトイレがうんと離れている状態。

○委員C あそこにはグラウンドもあつたりするから、使えると良いのですが。

○委員長 今は水洗になっていないのですね。

○委員E なっていません。

○委員長 1番から7番まで検討していただきましたが、基本的には案として出してもらったものを清書して提出するというので良いでしょうか。もし、補足があればお願いしたいと思います。

○委員H 先ほどの2番のところ、削るといふところはどうでしょうか。こんなにいっぱいあって良いのでしょうか。移築先のことです。

○委員E 対応策で古間小学校であったことから古間地区内に移転先を求めた場合の候補地は、あまりにもいっぱいあるのでこれは削除してもらっても良いのではないですか。別に選定するというような言い方でどうでしょうか。場所を入れないで。こんなに出したところで、どこも正直言ってあてはまる場所がない。古間の駅だってJRが売るかどうか。

○委員長 あそこにあの大きな建物がいったとしても困るかもしれませんね。

○公民館長 その件ですが、おもしろいことだとは思いますが。今度、JRからしなの鉄道

になるのですから、長野から北しなの線という名称に変わるわけです。そうなった時にその線路を活用するにはどうしたら良いかということを考えた場合、駅舎を含めて、複合施設のような形でもっていったらどうかと思います。利活用の方法から、ある程度のもの中に入る可能性も出てくるのではないのでしょうか。だから駅を降りる人、乗る人にそこを活用してもらおう。何かあればここで降りてもらって、そこを発進して古間駅から移動してもらおうということも考えられるのではないかと思います。とにかく複合施設みたいな形にして、活用していったら良いのかなと思います。全部を移せというわけではなく、良いとこどりをしてもらえば良いのだから、そういう方向でやってもらえればどうかと思います。

- 委員長 移築先の選定は古間地区内ということで良いのでしょうか。
- 委員E 異議なし。
- 公民館長 古間地区のみなさん、あの小学校を卒業され、地域におられる方であれば、相当に思いが強いと思います。そういうことをもう少し考えて欲しいと私は思います。
- 委員長 では古間の建物だから古間地区のみなさん、また検討してくださいといわれれば、それはまたそれで考えれば良いことですね。それで良いのでしょうか。古間地区内ということであえて場所を設定しないということはどうでしょう。事務局さん、それでは困りますか。
- 事務局 渡辺 候補地としていますので、何かあげていただいた方が良いような気がします。
- 委員F このままあげてはどうですか。これで良いのではないですか。
- 事務局 渡辺 ここに書いてある何々沿いというのは全部、委員Bさんの意見をそのまま入れてあります。個人のご意見ですので、この場でみなさんがこれを取り入れるかどうかということになるかと思います。
- 委員F 何々沿いというのはあまり検討されていないように感じますのでこれを除いてはどうでしょうか。
- 委員E 高速道の野尻湖パーキングエリアというところも不可能ですよ。不可能なところをあげておいても仕方がない。
- 委員長 北国街道だってそういう場所はないのではないですか。
- 委員E 田んぼにつくるのであれば、空いているところはあると思います。
- 委員長 飯山街道は土地がありますね。では国道18号線はどうでしょう。ないのでしょうか。それでは、古間駅、古間小学校跡地内、古間支館東側駐車場。古間商店街はどうでしょうか。
- 委員F 削ってもらって良いと思います。
- 委員長 では古間商店街は削除ということでお願いします。信濃小中学校もそういう場所はないように思いますので、これも削除でよろしいのでしょうか。あと、旧北国街道沿い、旧飯山街道沿いになります。

- 委員F それで良いのではないですか。
- 委員長 ついでに古間地区にこだわらず、町内に移転先を求める場合ということで、道の駅、黒姫童話館、野尻湖ということで良いでしょうか。だいたまとめていただきましたが、みなさんの方で、ここは、というところがありましたらお願いしたいのですが。
- これである程度意見を集約していただいたと思いますので、検討委員会は今日で閉じさせていただくということではいかがなものでしょうか。
- 事務局さん、26日に提言書を提出するとすれば、その前に検討委員会のみなさんに清書したものを配布していただくことは可能ですか。最終的に見ていただいた方が良いでしょうと思います。
- 委員C 今日話し合ったことを事務局でまとめてもらうわけけれども、委員長と副委員長と事務局に任せるので、あとは報告だけしてもらえば良いと思います。
- 委員長 でも、せっかく10回ご足労願ったので、提出してからよりも、検討委員さんには目を通してもらうという形の方が良いのではないですか。
- 委員C そのために委員長、副委員長がいるのだから、お任せします。
- 委員I 今の意見に賛成です。
- 委員E 全般的なことでもちょっとお聞きしたいのですが。ここに古間支館の裏山は土砂災害の警戒区域に指定されたためと書いてありますけれど、旧古間小学校の裏と同じことですか。全然別ですか、指定の状況は。古間小学校の、今、公民館にしようとしている場所も、これと同じ文言になると思うのですが。これを見ると、同じですよ。赤いゾーンにひっかかっているところも同じなんです。それ自体に無理があるのではないですか。同じでしょうか。
- 事務局 渡辺 同じだと思います。
- 委員E それでは旧小学校の方ができるのに、なんでこちらがだめだということになったのか、その見解を聞かせていただきたいと思います。
- 事務局 渡辺 今、見解を、というお話ですが、これは私の方で案として出させていただいたものです。これではいけないということであれば、この場で変えていただければ良いと思います。
- 委員長 土砂災害警戒区域に指定されたため、という文面が良くないということですか。
- 事務局 渡辺 それが良くないということであれば、変えていただければ良いと思います。それでみなさんの了解が得られれば、そのようにします。
- 委員長 どうでしょうか。でも、現に指定はされているのですね。
- 事務局 渡辺 指定はされています。
- 委員長 それなら直す必要はないのではないですか。
- 委員E 今、工事をやっている旧小学校のところも同じなんです。工事が始まってい

るのでから話を戻したって仕様が無いのだけれど、ちょっと納得できません。

○委員長　この文面はそのまま使わせていただくということで良いでしょうか。これで提言書の道筋はつけていただきましたので、私と副委員長と事務局で再検討をさせていただいて、提言させていただくということでよろしいでしょうか。

それではそのような形でお任せさせていただきたいと思います。

それから、今、副委員長さんとも相談させてもらいましたが、休会をはさませていただきましたが、みなさんお忙しい中、10回の検討委員会で、慎重に検討していただきまして、このような立派な提言書を提出させていただくわけですが、慰労会といいですか、みなさんで寄って、懇親会みたいなものをやらせていただいた方が良いものか、そういうものはいらぬものか、ということですが、希望があれば私たちと事務局で、ご通知を差し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。ご意見をお聞かせいただければと思います。

○委員E　必要ないのではないですか。

○委員長　そのようなご意見が出ましたが、それでよろしいでしょうか。それでは懇親会はやらないという方向にさせていただきますが、よろしくをお願いします。

昨年11月から検討委員会をはじめさせていただきまして、途中で前委員長さんから交替して、私が委員長というような大役をおおせつかったのですが、なかなか、まとめきれなかったところもあるのですが、みなさんのご協力をいただきまして、このような立派な提言書を9月26日に出したいということで事務局の方からご提案をいただきましたので、代表で出させていただきますが、長い間、ご協力ありがとうございました。今日はこれで解散させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。